

議案第14号

阿見町工場誘致条例の一部改正について

阿見町工場誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町工場誘致条例の一部を改正する条例

阿見町工場誘致条例(平成13年阿見町条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町工場誘致条例新旧対照表

| 現行 | 改正後 | 備考 |
|---|--|----|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3・4 (略)</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3・4 (略)</p> | |

阿見町工場誘致条例の一部改正について

【改正の理由】

「阿見町工場誘致条例」の対象となる阿見東部工業団地において、企業立地に関する奨励金等の優遇措置を継続するため、本条例の有効期間を令和 10 年 3 月 31 日まで延長するもの。

【改正の主な内容】

阿見町工場誘致条例(平成 13 年阿見町条例第 28 号)の附則第 2 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

【施行期日】

公布の日